

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	平成22年度第1回高松市議員報酬，市長および副市長の給料等審議会
開 催 日 時	平成22年12月3日（金） 午前9時～午前11時5分
開 催 場 所	市役所 11階 113会議室
議 題	(1) 会長の互選および職務代理者の指名 (2) 諮問：議員報酬，市長および副市長の給料，政務調査費の額ならびに非常勤の行政委員に対する報酬の支給の在り方について (3) 諮問案件についての説明および意見交換 (4) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 本田典孝，松本修二，前田峻司，中條尚子，馬淵キノエ，中山節子，吉岡和子
傍 聴 者	1名
担 当 課 員 お よ び 連 絡 先	総務課 (TEL 839-2181)

【経過および結果】

(1) 会長の互選および職務代理者の指名

会長については，松本委員が全員一致で了承された。

職務代理者については，会長が本田委員を指名した。

(2) 会議の公開の決定

会長から本審議会の会議を公開する旨の発言があり，今後，会議を非公開とすべき審議事項が生じた場合には，その都度，本審議会において公開・非公開を決定することとした。

(3) 審議会資料の説明

市長からの諮問の後，事務局から本市の議員報酬，市長および副市長の給料，政務調査費の額の状況，非常勤の行政委員の報酬に係る判決の概要，本市行政委員の活動状況，人事院・香川県人事委員会の勧告内容，他市の状況，本市の財政状況等について説明し，それに対し各委員から質問があった。

【各委員の主な質疑応答】

会 長）本日は行政委員報酬について質疑を行い，次回の審議会において，市長等の給料および行政委員報酬の支給の在り方の方向性について審議し，3回目の審議会です市長・副市長の給料，議員報酬，政務調査費および行政委員報酬の具体的な金額について審議し，4回目の審議会です答申書のとりまと

めを行うこととする。

委員)本市の行政委員の月額報酬の算出根拠について

事務局)委員の職責や他市の状況などを参考に決定したと推測される。最近では市長等の特別職の給料の改定に併せて金額を改定している。

委員)報酬を見直した都道府県の中には、一部の行政委員のみ日額とした事例も見受けられるが、日額と月額を判断した根拠について

事務局)滋賀県の行政委員報酬に係る大阪高裁判決で適法とされた選挙管理委員会委員長の1か月当たりの平均勤務日数4.7日を判断基準としている自治体もある。

委員)行政委員報酬の支給の在り方については、今年度限りの審議事項となっているが、今年度以降については必要に応じ本審議会で審議することとなるのか。

事務局)本来、行政委員の報酬は本審議会の審議事項ではない。今年度に答申をいただいた後は、今まで同様、市長等、特別職の給料の改定に併せて改定したいと考えている。

会長)行政委員報酬の支給の在り方について、一部の自治体では行政訴訟が起きており、住民の関心も高いことから、本審議会の審議事項としたことは適切な判断である。また、その見直しに当たっては、勤務に対する反対給付であるとする地方自治法の趣旨を踏まえるとともに、各自治体の財政状況等を考慮し判断することとなる。

委員)活動日数に対して支給する日額報酬の方が、支出根拠が明確であり、理解も得やすい。資料によると、各行政委員の活動1日当たりの金額にばらつきがあるので、日額報酬とする場合にはこの金額の差をどのようにするのかを検討しなければならない。

委員)行政委員は、社会的に高く評価されている人が多く、別に本業を持っている。このような人はこれまで培った知識や経験を基に、社会に貢献する必要がある。これら行政委員に対する報酬は生活給という意味合いは無く、職務に対する反対給付であるということを考慮すれば、高額な報酬は必要ないとする。また、いかなる職務においても事前に資料に目を通すなど把握しにくい活動は行っているため、日額報酬とした場合の支給対象業務は、会議への出席など実際に把握できる活動とし、報酬は高額でなくても良いと思う。

本来、月額報酬の場合、委員長は委員よりも2割程度の加算があり、1日当たりの単価も委員よりも高くなるはずだが、中核市全体の平均を見ると、委員長よりも委員の方が1日当たりの単価が高くなっている。その原因は何か。

事務局)委員長の報酬額は、平均で委員より約2割高くなっているが、委員長の活動日数が、委員より2割以上多くなっているため、1日当たりの単価が逆転している。

委員)月額報酬を支給することで生じているこのような矛盾は、日額報酬を支給することで解消される。

委員)事務局の説明や他の委員の意見を聞く限り、日額報酬が望ましいと考えるが、日額報酬とした場合には、行政委員を引き受けてくれなくなることも考えられる。特に農業委員についてはそのことが心配である。

委員)行政委員は専門的知識を要する上、多大な職責を担うことから、報酬額は職務内容や職責で判断すべきである。日額か月額かの判断材料として、愛媛県のように月平均活動日数を定めるとともに、それに会議資料の確認などに要する事前準備日数を加えた日数を基準とする方法も考えられる。また、浜松市のように基本活動時間を設ける方法も適切であるとする。

事務局) 愛媛県では、月平均活動日数4日以上を月額、4日未満を日額とし、日額報酬の額は月額報酬の額の概ね6分の1程度としているようである。神奈川県では、常勤監査委員の月額報酬から日額報酬を算出している。

委員) 日額報酬とした場合の支給対象業務は、委員本人からの申告に基づき認定するのか。

事務局) 日額報酬の支給対象となる業務については事務局において基準を定めることとしているが、具体的内容については、今後検討する。予算の範囲内で収まるような基準作りが必要と考えている。

委員) 全国知事会の行政改革プロジェクトチーム中間報告で出された結論の根拠が知りたいので、中間報告に係る資料を提出されたい。

事務局) 後日、送付する。

会長) 滋賀県行政委員報酬に係る大阪高裁判決を受けて、日額報酬が望ましいというのが各委員の意見である。ただし、全ての行政委員の報酬を日額とするという意見と、1か月当たりの平均活動日数を基準とし、行政委員毎に日額か月額かを判断するが、委員の活動実態の把握が難しい場合は月額とするという意見の二つに大別される。次回の会議において議論を深め、方向性を出すこととする。